

徳島県中学校GIGAスクール教科等研究集会 小・中学校 総則部会



教師を取り巻く環境整備について



学校における働き方改革に関するこれまでの経緯

平成29（2017）年4月 教員勤務実態調査速報値の公表

- 小学校・中学校各400校を対象に調査を実施（平成28年10月、11月）。
- 時間外在校等時間については、小学校で月約58時間、中学校で月約81時間程度（勤務実態調査等を踏まえ推計）であり、教師の厳しい勤務実態が明らかになった。

▶平成29（2017）年6月 中央教育審議会へ諮問

平成31（2019）年1月 中央教育審議会答申

- 中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」をとりまとめ、
- 文部科学省において、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定（平成31年1月）。

令和元（2019）年12月 給特法の改正

【改正内容】（令和元年12月公布、令和2年4月1日施行、令和3年4月1日施行）

①「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」の「**1. 1か月の時間外在校等時間について、430時間以内**」への上昇（**430時間以内**）

②「1か月の時間外在校等時間について、**300時間以内**」等

③休日の「まどりの取り」のため、**1年単位の柔軟労働時間割**を地方公共団体の判断により条例で選択的に活用可能に

【参議院文教科学委員会における附帯決議】（令和元年12月31日）（抜粋）

「十二年後を目標に教育職員の勤務実態調査を行った上で、本法その他の関係法令の規定において抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること」

学校における働き方改革の推進

- 学校における働き方改革を加速させるため、
- ①小学校における35人学級の計画的整備や高学年における教科担任制の推進等のための教職員定数の改善
- ②教員業務支援員をはじめとする支援スタッフの充実
- ③取組の自前化
- ④教員免許更新制の発展的解消
- ⑤校務のデジタル化等の学校DXの推進
- ⑥好事例の展開
- ⑦様々な取組を総合的に推進
- 各教育委員会における勤務時間の客観的な把握の徹底や、各学校における業務の見直し・削減など、教育委員会や学校の取組とあわせて、国の取組と一体的に推進。

令和5（2023）年4月 教員勤務実態調査速報値の公表

- 小学校・中学校各2,400校程度、高等学校300校程度を対象に、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況等について調査を実施（令和4年8月、10月、11月）。
- 時間外在校等時間については、小学校で月約41時間、中学校で月約58時間程度（勤務実態調査等を踏まえ推計）であり、一定程度改善したものの引き続き取組を加速する必要がある。
- 勤務実態調査結果等を踏まえ、働き方改革、処遇の改善、学校の指導・運営体制の充実を一体的に検討。

▶令和5（2023）年5月 中央教育審議会へ諮問 ▶令和5（2023）年6月 経済財政運営と改革の基本方針2023に関連記載

学校における働き方改革に関するこれまでの経緯

令和5（2023）年4月 教員勤務実態調査速報値の公表 【前回調査：小学校で月約59時間、中学校で月約81時間程度（平成28年度勤務実態調査等を踏まえ推計）】

- 教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況等について、平成28年度の前回調査と比較できる形で調査を実施。
- 時間外在校等時間については、小学校で月約41時間、中学校で月約58時間程度（勤務実態調査等を踏まえ推計）であり、一定程度改善したものの引き続き取組を加速する必要がある。

▶令和5（2023）年5月 中央教育審議会へ諮問 ▶令和5（2023）年6月 経済財政運営と改革の基本方針2023に関連記載

「働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める。」
 「業種別使命と高度な専門性・裁量性を有する専門職である教職の特殊性や人材確保法の趣旨（略）を踏まえ、教師の処遇を抜本的に見直す。」
 「2024年度から3年間で集中改革期間とし（略）2024年度から小学校高学年の教科担任制の強化や教員業務支援員の小・中学校への配置拡大を進めるとともに、2024年度中の給特法改正案の国会提出を検討する（略）。」

令和5（2023）年8月 中央教育審議会緊急提言

「できることを直ちに実行し、考え方のもと、緊急的に取り組むべき施策を取りまとめよう」

- 学校・教師が担う業務に係る3分類に基づき業務の精選・見直しを徹底し、各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直しなど
- 保護者等からの過剰な苦情等に対する教育委員会等の行政による変態体制の構築
- 小学校高学年の教科担任制の強化や教員業務支援員の中小・中学校への配置拡大などの持続可能な勤務環境整備等の支援の充実 など

▶令和5（2023）年8月 文部科学大臣メッセージ
 ～子供たちのための学校の働き方改革 できることを直ちに、一緒に～

1. 国が先頭に立つて改革を進めよう
2. 学校・教育委員会ではできることは直ちに実行を
3. 保護者や地域住民の皆様へ（ご理解ご支援を依頼）

令和5（2023）年12月 令和6年度予算

- 小学校高学年における教科担任制の強化と35人学級の計画的整備などの教職員定数の改善（令和6年度予算額：1億5,627億円（前年度：1億5,216億円））
- 教員業務支援員の中小・中学校への配置や副校長・教頭やネット支援員の創設などの変態スタッフの配置充実（令和6年度予算額：1億1,111億円（前年度：91億円））
- その他、保護者や地域からの過剰な苦情等への対応のためのモデル事業の創設、教師人材の確保強化、校務のデジタル化、部活動の地域連携や地域移行など、集中改革期間初年度に当たる令和6年度予算において教務を取り巻く環境整備の充実を図る。（なお、教師の処遇強化については、中教職員の議論が踏まえつつ、来年度、引当額を新卒者向けに増額）

▶令和6（2024）年4月 教員勤務実態調査確定値の公表 ▶令和6（2024）年5月 中央教育審議会「審議のまとめ」をとりまとめ

教員勤務実態調査（令和4年度）【確定値】について

○ 在校等時間は、前回調査（H28）の結果と比べ、平日・土日ともに全ての職種で減少したものの、依然として長時間勤務の教師が多い状況。

調査対象 小学校1,200校、中学校1,200校、高等学校300校に勤務するフルタイムの常勤教員（校長、副校長、教頭、教諭等）

調査日程 令和4年8月、10月、11月のうち、連続する7日間について調査。

調査結果（速報値）

①通常期（10・11月）における教師の勤務実態

✓ 前回調査（H28）の結果と比べ、全ての職種で在校等時間が減少。

●教師の1日当たりの在校等時間（10・11月）

	小学校			中学校			高等学校 (※全日)		
	H28	R4	増減	H28	R4	増減	H28	R4	増減
校長	10:37	10:23	-0:14	10:37	10:09	-0:28	9:37	9:37	0:00
副校長・教頭	12:12	11:45	-0:27	12:06	11:42	-0:24	10:56	10:56	0:00
教諭	11:15	10:45	-0:30	11:32	11:01	-0:31	10:06	10:06	0:00

	小学校			中学校			高等学校 (※全日)		
	H28	R4	増減	H28	R4	増減	H28	R4	増減
校長	1:29	0:49	-0:40	1:59	1:07	-0:52	1:37	1:37	0:00
副校長・教頭	1:49	0:59	-0:50	2:06	1:16	-0:50	1:18	1:18	0:00
教諭	1:07	0:36	-0:31	3:22	2:18	-1:04	2:14	2:14	0:00

②長期休業期間（8月）における教師の勤務実態

✓ 4週間（土日を除く20日間）のうち、教諭の所定の勤務時間を勤務した日数は、小：6.6日、中：8.4日

✓ 勤務日1日当たりの在校等時間は、10・11月と比べ短い

※教諭（平日）小：8:04、中：8:26（土）小：0:06、中：0:59

上記の①、②を踏まえ月当たりの教諭の時間外在校等時間を推計すると、小：約41時間（H28：約59時間）、中：約58時間（H28：約81時間）、高：約45時間

③学校における働き方改革の進捗状況

●教師の有給休暇取得日数（年間・平均）

✓ 小学校・中学校共に取得日数が増加

	小学校	中学校
H28	11.6日	8.8日
R4	13.6日	10.7日

●部活動顧問の週当たり活動日数（中学校）

✓ 活動日数が週6日以上（部活動ガイドライン超え）である教諭の割合が減少



公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）について

〈背景〉

- 戦後の公務員の給与制度改革により、教員の給与については、勤務の実態等を踏まえ、一般公務員より一割程度増額されたことに伴い、教員に対しては超過勤務手当は支給されなかったこととされた。
- しかしながら、毎年の給与改定の結果、教員給与の優位性が失われた。また、当時の文部省が超過勤務を命じないようへと指導したにもかかわらず、超過勤務が行われている実態が多くなり、全国的な社会問題となった。（後に多くの都道府県で時間外勤務手当の支給を求める訴訟が提起された。）
- 文部省は、人事院と教員の勤務の実態を把握する必要性を確認し、昭和41年度に全国的な勤務状況調査を実施。
- 人事院は、昭和46年2月に教職調整額の支給等に関する法律の制定について意見の申出を行った。

昭和46年5月（国立及び）公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）制定

〈法律の趣旨〉

公立の教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、給与その他の勤務条件について特例を制定。
 ・教育が特に教員の自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が大きいこと
 ・夏休みのように長期の学校休業期間があること
 等を考慮すると、その勤務のすべてにわたって一般行政職と同様な時間的 management を行うことは必ずしも適当でなく、とりわけ超過勤務手当制度は教員にはなじまない。

〈職務と勤務態様の特殊性を踏まえた処遇〉

本給とは正規の勤務時間の勤務に対する報酬であるが、教員の職務はその勤務の特殊性から、勤務時間の内外を切り分けることが適当ではない。そのため、勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、
 ① 時間外勤務手当は支給しない代わりに
 ② 教職調整額を本給として支給
 給与月額 × 4% = 教職調整額
 ※4% = 昭和41年の勤務実態調査による超過勤務時間相当の割合
 ※本給とみなすため、本給を基礎として一定割合を乗じて算出する手当等については、その算定の基礎となる（週末・勤務手当、退職手当、地域手当、へき地手当、年金等）

〈正規の勤務時間を超える勤務〉

- 教員については、原則時間外勤務を命じないこととする。時間外勤務を命ずる場合は、政令で定める特定の業務（超過4項目）に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限る。
 1. 生徒の実習に関する業務 2. 学校行事に関する業務 3. 職員会議に関する業務 4. 非常災害等のやむを得ない場合の業務
- 労働基準法第33条第3項を適用し、「公務のために臨時に必要な場合」は、上記の勤務を命じることができる。

人材確保法及び教員の給与水準の推移について（一般行政職比）

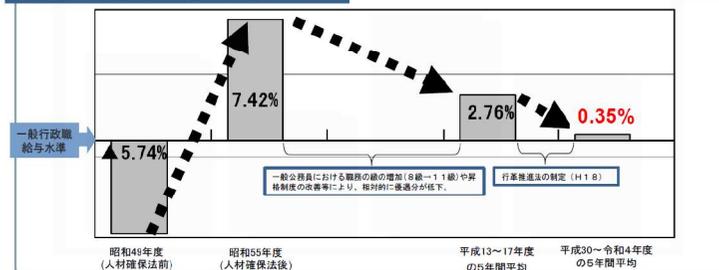
人確法（※）の制定（昭和49年2月）

教育職員に優れた人材を確保するため「教員の給与を一般の公務員よりも優遇する」ことを定めた人材確保法の趣旨に則り、本体の引上げや義務教育等教員特別手当の創設をはじめとした3次にわたる給与改善により、合計25%引き上げられた。

（※）学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法

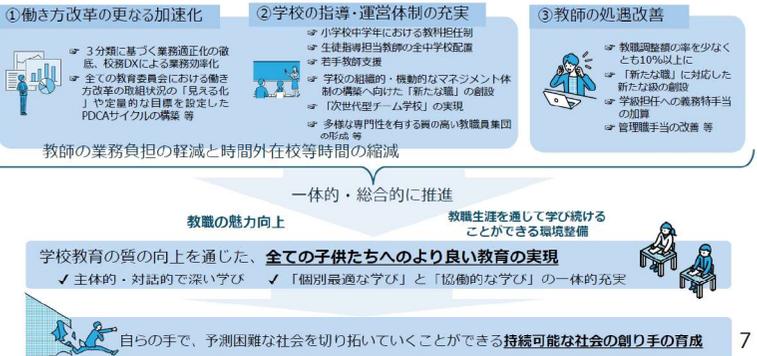
第1次改善<S49>	第2次改善<S50>	第3次改善<S52-54>
・本俸（初任給、最高等級）の引上げ	・本俸引上げ ・義務教育等教員特別手当（職務特手当）の創設	【第1節】 ・職務特手当増額 ・主任手当、部活動手当の創設 【第2節】 ・中堅教員の俸給改善 ・職務特手当、管理職手当の改善 ・主任手当、部活動手当の支給要件拡大（緩和）

一般行政職に対する教員の給与水準の推移（月取ベース）



「審議のまとめ」のポイント

- 教職の魅力向上させ、教師に優れた人材を確保するために、中央教育審議会に「質の高い教師の確保特別部会」を設置して、教師を取り巻く環境整備について計13回にわたり議論。
- 学校教育の質の向上を通じた、全ての子どもたちへのより良い教育の実現のため、
 ①学校における働き方改革の更なる加速化、②学校の指導・運営体制の充実、③教師の処遇改善を一體的・総合的に推進する。



教師を取り巻く環境整備は喫緊の課題

- 知・徳・体にわたる全人的な教育を提供していることが国際的にも高く評価されている日本の学校教育は、全国の優れた教師の献身的な努力に支えられた成果。
- 学校が対応する課題が複雑化・困難化する中、保護者や地域からの期待も高いことから結果として学校や教師の負担が増大してきた実態。
- いわゆる「教師不足」の状況も憂慮すべき状況にあり、教師志願者の拡大のためにも教職の魅力を上向させていくことが急務。
- 子供の学びを支える教師は公教育の要であり、教師の質や量は子供たちへの教育の質に直結することから、教師を取り巻く環境整備は、我が国の未来を左右する重要な課題。

教師を取り巻く環境は、我が国の未来を左右しかねない危機的な状況



教師を取り巻く環境の抜本的な改革が必要

目指すのは「学校教育の質の向上」を通じた「全ての子供たちへのより良い教育の実現」

- 長時間労働の是正を図り、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで教師のウェルビーイングを上向させること、意欲と能力が最大限発揮できる勤務環境を整備することが、教師がその高い専門性を発揮することにつながり、子供たちにより良い教育を行うことにつながる。
- 働き方改革により創出した時間も活用しつつ、教職生涯を通じて学び続け、資質能力の上向を図ることが、学校教育の質を高めることにつながる。
- 学校が、働きやすさと働きがいが高立された職場となり、その中で、教師が生き生きと働く姿は、多くの教師を志す学生等をひきつけ、教師に質の高い人材を確保することにつながる。
- 教職員集団の多様性を確保することが、学校の組織としての力の向上につながる。

「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団



一体的・総合的に取り組むことで実現

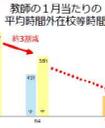
- 働き方改革の更なる加速化
- 学校の指導・運営体制の充実
- 教師の処遇改善

学校における働き方改革の更なる加速化

- 平成31年の「働き方改革答申」以降、給特法改正による「上限指針」の策定や、教職員定数の改善、支援スタッフの配置拡充、ICTによる業務効率化等を推進。
- その結果、教育委員会における取組も着実に進み、教師の時間外在校等時間の減少という成果。一方、教育委員会や学校における取組状況の差が見られるという課題。各学校、各教育委員会において現状を客観的に把握した上で、必要な取組を推進すべき段階。

1. 取組状況の「見える化」を通じたPDCAサイクルの構築

- 「学校における働き方改革」を進める上では、まずは客観的な在籍等時間の把握が必要。
- 業務量の現状や改善に向けた取組状況等を全ての教育委員会が公平に公表するための仕組みを構築。
- 学校だけでは解決が難しい事業に対応するためのスクールローヤー等の体制構築



3. 健康・福祉の確保と柔軟な働き方の推進

- 労働安全衛生体制の整備徹底が必要。
- 十分な生活時間や睡眠時間を確保するため「勤務インターバル」の取組を推進。その際、上限指針において「本来、業務の持ち帰りは行わない」とされていることも留意する必要がある。
- 早山・昼山・山動やフレックスタイム制、アフター等の変態な働き方についても、教師自身のウェルビーイングを主体的に考える観点からも推進。

2. 「学校・教師が担う業務に係る3分類」の徹底

- 教師が教師でなければできないことに集中するため、業務の適正化を進める。
- 保護者、地域住民、首長部局等の理解・協力を得ながら、国、都道府県、市町村、学校それぞれの主体が、その権限と責任に基づき取組を進める。
- 教育課程は各学校で編成するもの。標準授業時数を大きく上回っている教育課程を編成している学校については、管理職や教育委員会がリーダーシップを発揮し、指導体制を見合った計画とすると、年度途中も含めて柔軟に見直しを進められる。
- 1人1台端末やクラウドを活用した校務DXを加速化。

基本的に学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務	教員の業務だが、負担軽減が可能な業務
① 全下記に関する対応	⑤ 調査・統計等への協賛等	③ 校務情報の対応
② 教員から民間などに対する見回り、児童生徒が帰られた後の対応	⑥ 児童生徒のみの時間における見回り(例: 給食・給水・トイレ等)	④ 生徒指導業務(例: 相談支援・コンサートなどの対応)
③ 学校改修の企画・管理	⑦ 校内設備(例: 給食・給水・トイレ等)	⑧ 児童評価や成績管理(成績評価業務以外の対応)
④ 地域ボランティアの連絡調整	⑧ 事務業務(例: 印刷業務等)	⑨ 非常行事務の準備・運営(卒業式・運動会・文化祭等)
	⑨ 事務業務(例: 印刷業務等)	⑩ 児童評価(例: 成績評価業務)
		⑪ 児童評価(例: 成績評価業務)
		⑫ 児童評価(例: 成績評価業務)

学校の指導・運営体制の充実

- 多様化・複雑化する教育課題に対応し、新たな学びを実装していくことで教育の質を上向させていくとともに、教師を取り巻く環境を整備していくためには、持続可能な指導・運営体制の構築が必要。

1. 教科担任制の推進と若手教師への支援

- 子供たちの学びの質の向上と教師が授業時数軽減の観点から、小学校中学年における教科担任制のめ教職員定数の改善を図る。
- ※ 教師の適当な平均持ち授業時数は、小学校で24.1時間と他の職種と比べて多い。
- ※ 小学校中学年は、高学年や中学校とは異なり、標準授業時数であるとともに、社会科、理科、外国語活動など多岐にわたる。

- 講師経験のない新卒1年目の教師は、学級担任ではなく教科担任として担当授業時数を軽減を行うことが可能になるなど、教科担任制の充実に向けた定数改善。



2. 生徒指導担当教師の配置充実

- 不登校やしじめ等に対応するとともに、学校を誰一人取り残さない安全・安心な学びの場とするよう、生徒指導担当教師を全中学校に配置。



3. 組織的・機動的なマネジメント体制の構築

- 学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポート充実のため、「新たな職」を創出し、中堅層の教師を配置。

4. 支援スタッフの配置充実と連携・協働

- 働き方改革と教育の質の上向へ向け、支援スタッフの配置の充実が定量的に確認されたこと等も踏まえ、更なる配置充実が必要。
- 「職業から協働へ」のシフトチェンジを推進。



5. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

- 幅広い人材の参加促進により、多様な専門性を有する質の高い教職員集団を形成



特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H25→R5)

- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
- 特に、特別支援学級の在籍者数(2.1倍)、通級による指導の利用者数(2.3倍)の増加が顕著。

義務教育段階の全児童生徒数

(平成25年度) 1,030万人
(令和5年度) 941万人
0.9倍

特別支援教育を受ける児童生徒数

32.0万人 3.1%
64.0万人 6.8%

特別支援学校

視覚障害 聴覚障害 知的障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱
6.7万人 0.7%
8.5万人 0.9%

小学校・中学校

特別支援学級
知的障害 肢体不自由
身体虚弱 弱視 難聴
言語障害 自閉症・情緒障害
17.5万人 2.0%
37.3万人 4.0%

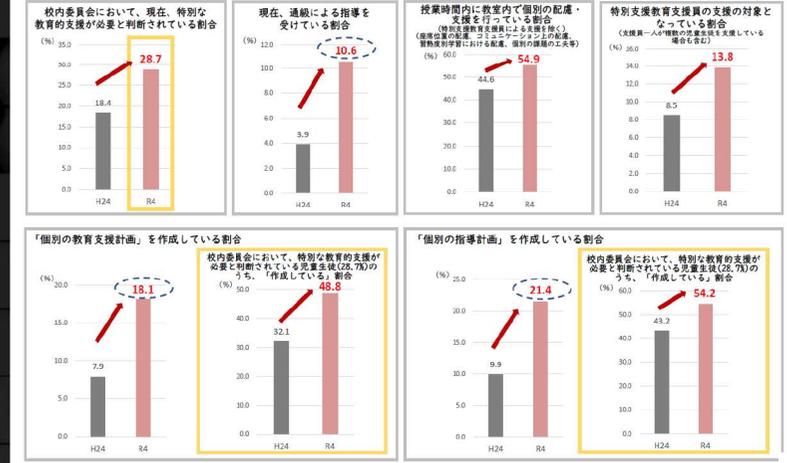
通常の学級(通級による指導)

言語障害 自閉症 情緒障害
弱視 難聴 学習障害
注意欠陥多動性障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱
7.8万人 1.0%
18.2万人 1.9%

※矢印内の数値は、令和5年度(通級による指導)については令和3年度)の児童生徒数と平成25年度の児童生徒数で割った、小教員1名未満を四捨五入したもの。
(注)通級による指導を受ける児童生徒数(18.2万人)は、最新の調査結果であるR5年度(非公表)の数を用いている。
なお、平成25年度の通級による指導を受けている児童生徒数は7.8万人(注1)で、令和5年度(非公表)の数を用いている。

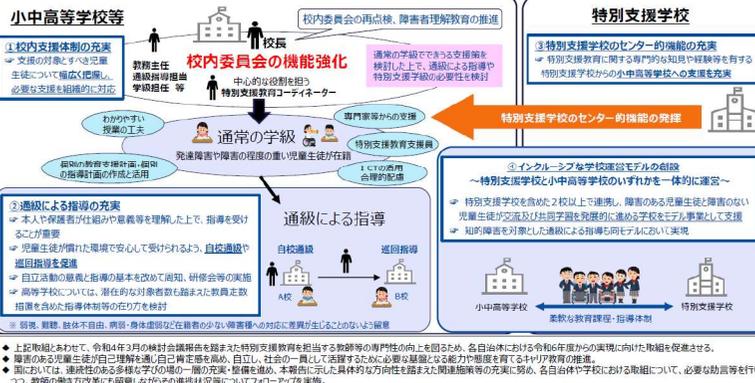
通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について

II. 質問項目に対して学級担任等が回答した内容から「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒(小学校・中学校:8.8%)の受けている支援の状況(平成14年調査では調査していないためデータなし)

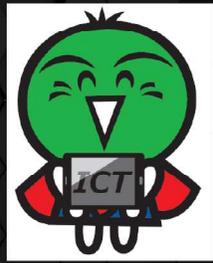


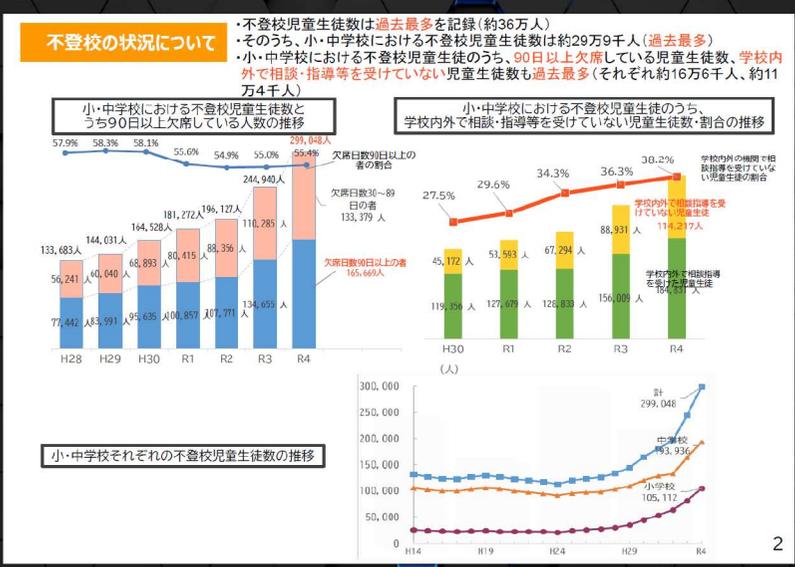
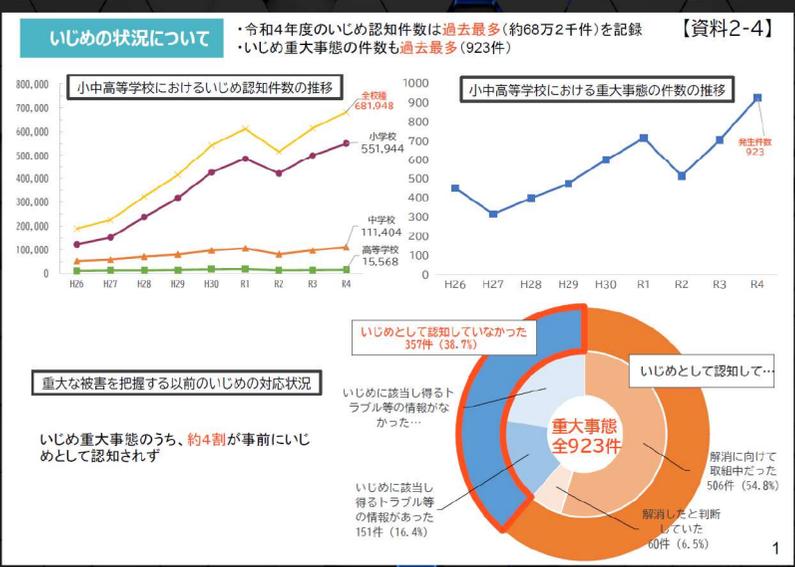
通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(概要)

- 現状・課題
- 学習面又は行動面で著しい困難を示された児童生徒:小学校8.8% 高等学校2.2% → 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性あり。校内委員会での支援が必要と判断:小学校28.7% 高等学校20.3% → 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
 - 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 → 児童生徒や保護者の選択の負担
高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられていない実態がある → 実施体制が不十分
 - 障害の程度が重い児童生徒が通常の学級に在籍(就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重) → より専門的な支援が必要
 - 令和14年9月9日障害者権利委員会の勧告 → 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要



不登校・いじめを取り巻く状況について





不登校・いじめ 緊急対策パッケージ

～誰一人取り残されない学びの保障に向けて～

○不登校児童生徒数は、小・中学校で約30万人。そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生は、約11万4千人。いずれも過去最多

○いじめ重大事態の発生件数も、923件と過去最多

安心して学ぶことができる、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要。

不登校【緊急対策】

- 不登校児童生徒数全体の学びの場の確保、心の小さなSOSの早期発見、安心して学べる学校づくり等のため、文部科学省において3月に決定した「COCOLOプラン」の対策を前倒し。あわせて、不登校施策に関する情報が、児童生徒や保護者に届くよう、情報発信を強化。
- 1 不登校の児童生徒全ての学びの場の確保
 - 校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)未設置校へ設置促進(落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置)
 - 教育支援センターのICT連携促進(オンラインで自宅等から学べるように)
 - 教育支援センターのアウトリーチ機能など、総合的拠点機能の強化(どこにもつながっている児童生徒に支援を届けるため、自治体の体制を強化)
- 2 心の小さなSOSの早期発見
 - アプリ等による「心の健康観察」の推進(困難を抱える子供の支援に向けたアプリ等や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援)
 - 子供のSOS相談窓口を集約して周知(1人1台端末を活用)
 - より課題を抱える重点配慮校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実(再掲)
- 情報提供の強化
 - 学びの多様な学校設置促進のための全国会議開催、「学びの多様な学校メニュー」派遣(遠隔・アウトリーチや課題の共有のための全国会議を開催するとともに、学びの多様な学校設置体験者を自治体に派遣し、相談・助言が受けられる制度の創設)
 - 文部科学省による一括した情報発信(各教育委員会において作成した地域の相談支援機関等に関する情報発信、文科省HPで一括情報発信)

いじめ【緊急対策】

- いじめの重大事態を助けるための早期発見・早期支援を強化。あわせて、国による重大事態の分析を踏まえつつ、個別自治体への取組改善に向けた指導助言及び全国的な対策を強化。
- いじめの早期発見の強化
 - アプリ等による「心の健康観察」の推進(困難を抱える子供の支援に向けたアプリ等や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援)(再掲)
 - 子供のSOS相談窓口を集約して周知(1人1台端末を活用)(再掲)
 - より課題を抱える重点配慮校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実(再掲)
- 国による分析強化、個別自治体への指導助言・体制づくり
 - 重大事態の国への報告を通じた意思把握・分析、ガイドライン改訂等による全国的対策の強化(こども家庭庁とも連携して、重大事態に至るケースの共通要素(いじめの性質・原因等)を分析、未然防止や重大事態への対応を図る。いじめの重大事態の発生に際しては、ガイドラインの改訂等を実施)
 - 重大事態の未然防止に向けた、国の個別サポートチーム派遣による各自治体等への取組改善の実施(重大事態発生件数が多し一方、いじめの認知件数等が低い自治体等に取組改善を助言。こども家庭庁とも連携して、国から各自治体等へ指導助言を実施)
 - こども家庭庁において
 - ・地域におけるいじめ防止対策の体制構築を推進するため、官民協働型の「いじめ防止対策推進センター」の設置を推進し、いじめの重大事態調査について、第三者性の確保の観点から委員の人選に関する助言等を行う「いじめ調査アドバイザー」の活用等を実施。

組織的対応を支える取組

- RS5年度予算によるCOCOLOプランに基づく対策(学びの多様な学校設置促進や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援及び民間団体の連携、高校等における柔軟で質の高い学びの保障、保護者の会など保護者への支援等)を継続して実施。
- 学びの多様な学校に対する教職員の優先的配備をはじめ、誰一人取り残されない学びを保障する指導・運営体制を緊急的に整備。
- 学校いじめ対策組織にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家を加えることで組織的に対応するとともに、安心して学べる学校づくりを推進。

2024.06.12. 文部科学省 不登校・いじめを取り巻く状況について

不登校対策COCOLOプラン関連事業

令和6年度予算額(前年度予算額) 89億円(86億円) 補助金総額 51億円

・不登校児童生徒数は10年連続増(令和4年度の小・中・高等学校の不登校児童生徒数は約36万人)しており、急増すべき状況。
・90日以上不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が5.9万人存在。
・令和5年3月、文部科学大臣の下、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」を発表。
・令和5年10月、総務大臣から不登校等の緊急対策を踏まえ、いじめの早期発見・対応に関する「不登校・いじめの緊急対策パッケージ」をとりまとめ、COCOLOプランの取組を前倒しして実施。

1 学びの多様な学校(※)の設置促進 2億円(1億円) ※令和5年8月に名称変更

- ・学びの多様な学校の設置準備(補助約1,500万円)
- ・令和6年度に指定される学びの多様な学校の設置後の運営支援(補助約400万円)【新規】
- ・SC・SSWの配置充実(自治体の負担の軽減)【※】
- ・不登校児童生徒数の減少に資するため必要な数値目標達成(義務教育委員会関係)
- ・学びの多様な学校に対する教職員の優先的配備
- ・教職員の研修・研修費用の確保
- ・教職員の研修費用の確保
- ・校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)の設置促進 299万円
- ・校内教育支援センター(SSS)の設置促進【新規】(※)
- ・学級指導員の配置充実【拡充】121億円の内訳(91億円の内訳)

2 教育支援センターのオンライン化・アウトリーチ機能の強化 5億円

- ・教育支援センターのオンライン化の推進【新規】(※)
- ・教育支援センターのアウトリーチ機能の強化【新規】(※)
- ・教育支援センターの総合的拠点機能の強化【新規】(※)

3 心の小さなSOSを見逃さず「チーム学校」で支援します

- ・1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見を推進 10億円
 - ・1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見を推進(全国会議開催・指定都府中)【新規】(※)
- ・「チーム学校」による早期支援を推進 84億円(82億円)※7億円
 - ・SC・SSWの配置及び量・質の向上【新規】(※)
 - ・SC・SSWによる緊急相談支援【※】
 - ・一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援【SC・SSWの配置(再掲)、保護者支援等の実施を支援】

2024.06.12. 文部科学省 不登校・いじめを取り巻く状況について

不登校児童生徒等の学び継続事業

(本件担当) 初等中等教育局児童生徒課指導第一係 Tel: 03-6734-3299 mail: s-idou1@sest.go.jp

事業内容(補助金)

①校内教育支援センターの設置促進

公立の小・中学校に校内教育支援センターを設置するための検討や教職員研修等を実施し、学校内に不登校児童生徒の実態に配慮した環境を整備する事業

校内教育支援センターを利用する児童

学校には行けるが、教室に入ることができない児童生徒
期待される効果
・ 学校内居場所を確保
・ 不登校を未然に防止

②教育支援センターのICT環境の整備

不登校児童生徒等の学びの場を確保し、児童生徒の在籍校における出席扱いや成績反映に向けた連携を推進するため、教育支援センターのICT環境を整備する事業

教育支援センターを利用する児童

家から出れるが、学校に行きたくない児童生徒
期待される効果
・ オンライン指導やテスト等も受けられる体制構築
・ 学校の連携強化

校外教育支援センター(デジタルサポートルーム)

学校には行けるが、自分のペースに合わせられないことや、学習内容が理解できず、学習意欲が低下している児童生徒に、学校内の空き教室等を活用し、児童生徒のペースに合わせて学習に専らに学習のサポートを行う。

教育支援センター

各地域の教育委員会が開設して、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行う場所。
市の施設など、公の建物の中にあることが多く、利用料は基本的に無料。

実施主体 都道府県、市区町村

補助割合 国 1/3

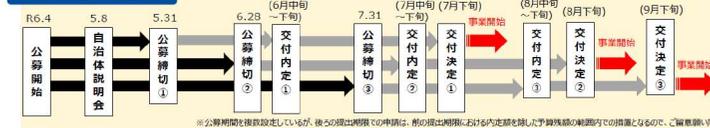
補助対象経費(①)

諸謝金、報酬、期末手当及び勤続手当(ただし、会計年度任用職員に支給するものに限る。)、旅費、交通費、設備備品費、消耗品費、図書購入費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び借料、会議費、保険料、雑務費、再委託費
※スベタルサポートルームのコーディネーター等にかかる人件費にも適用できます。(会計年度任用職員のみ)
※NPO等の再委託費も対象となります

補助対象経費(②)

消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び借料、雑務費、再委託費

今後の手続きとスケジュール



※各自治体における事務手続きのスケジュール等を考慮し、あらかじめ②③④の公募期間を設定し、それぞれ事業をすすめる

2024.06.12. 文部科学省 不登校・いじめを取り巻く状況について

不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業

(本件担当) 初等中等教育局児童生徒課指導第一係 Tel: 03-6734-3299 mail: s-idou1@sest.go.jp

事業内容(委託)

教育支援センターの総合的拠点機能形成

教育支援センターが、不登校児童生徒への支援に係る地域の総合的な拠点となるためのモデル構築を行う

【事業内容】

- (1) 不登校児童生徒を支援する地域の拠点としての情報把握及びアットワースト支援
- (2) 学校・教育委員会、関係機関等との連携促進
- (3) 業務に付随する必要な事務

期待される効果

- 支援を受けられない不登校児童生徒への支援につなげる
- 学校、民間団体、保護者等の連携促進

教育支援センター

各地域の教育委員会が開設して、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行う場所。
市の施設など、公の建物の中にあることが多く、利用料は基本的に無料。

委託先 都道府県・政令指定都市

※本事業は、実施する自治体において学習化する必要がある。市区町村は都道府県よりとりまとめをお願いします。

補助対象経費

人件費(新に会計年度任用職員を雇用する必要がある場合)、事業費(諸謝金、報酬、旅費、借料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑務費、消費税込相当額)、一般管理費、再委託費
※人件費にも適用できます(新に会計年度任用職員を雇用する必要がある場合)
※アットワースト支援に係る業務の一部を、民間団体等(NPO等)に再委託することが可能です

今後の手続きとスケジュール



※各自治体における事務手続きのスケジュール等を考慮し、あらかじめ②③④の公募期間を設定し、それぞれ事業をすすめる

2024.06.12. 文部科学省 不登校・いじめを取り巻く状況について

不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業

(本件担当) 初等中等教育局児童生徒課指導第一係 Tel: 03-6734-3298

事業内容(委託)

いじめ、不登校、自死リスク等の早期把握に向けた

① 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入促進

不登校やいじめ、児童生徒の自傷が急増する中、児童生徒のメンタルヘルスの悪化や小さなSOS、学級変容などを教職員が察知し、問題が表面化する前か積極的に支援につなげ、未然防止を図ることが必要。

1人1台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握することにより、早期発見、早期支援につなげる「心の健康観察」の全国の小・中学校での実施を目指し、各学校設置者における導入促進をすすめるための事業。

予算規模 採択件数 10億円・120件程度

委託先 都道府県・政令指定都市等

※市区町村及び私立学校は都道府県から再委託

対象経費 人件費(ただし、会計年度任用職員に支給するものに限る。)、諸謝金、旅費、借料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑務費、再委託費等

※本事業は、実施する自治体において学習化する必要があるが、市区町村は都道府県よりとりまとめをお願いします。

よくある質問

Q: 有償アプリの導入に係る利用料や開発料も経費の対象に含まれるか。

A: 含まれます。有償アプリに係る経費のみの申請は出来ませんが、委託費の一部として計上することは問題ありません。

Q: 都道府県等としては実施する予定はないが、域内の市区町村が実施希望の場合、再委託費の計上も問題ないか。

A: 問題ありません。ただし、都道府県等において事業運営協議会は設置・運営をして頂き、委託事業の実質的な実施体制が市区町村のみとならないよう工夫をお願いします。(リモートで協議会を開催するなど)

Q: 既に自治体として「心の健康観察」事業を実施している場合、本事業を受託することは可能か。

A: 可能です。ただし、その場合は既に取り組んでいる事業の効果検証や取組の改善、普及展開に取り組みのし、経費もこれらに要するものに限りますようお願い致します。

今後の手続きとスケジュール



※公募期間を複数設定していますが、後半の提出期限での申請は、前半の提出期限における内定額を越した予算規模の範囲内での措置となりますので、ご留意ください。

2024.06.12. 文部科学省 不登校・いじめを取り巻く状況について

いじめ対策・不登校支援等総合推進事業

(本件担当) 初等中等教育局児童生徒課指導第一係 Tel: 03-6734-3299 mail: s-idou1@sest.go.jp

事業内容(補助金)

学びの多様な化学校の設置促進

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成した学びの多様な化学校の設置を検討する自治体に対して、新設年度にかかる2年間、協議会等の設置や住民広報、フレイルーム等の環境等を整備するために必要な体制を整備する事業及び設置後の運営支援として3年間、設置当初における運営の中・長期的な運営のための体制を整備する事業

学びの多様な化学校を利用する児童

学校には行けるが、在籍する学校に行くことができない児童生徒
期待される効果
・ 通常の学校には通いつらい児童生徒でも、学校に入学しやすくなる
・ 不登校児童生徒に応じた、きめ細やかな支援ができる

将来的には、分教室を含め全国で300校設置

実施主体 都道府県、政令指定都市、市区町村

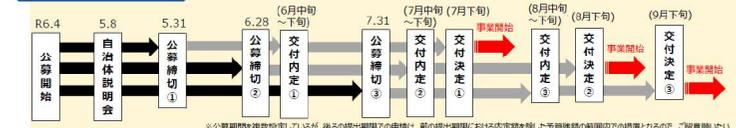
補助割合 国 1/3

※本事業は、実施する自治体において学習化する必要があるが、市区町村は都道府県よりとりまとめをお願いします。

補助対象経費

諸謝金、報酬、期末手当及び勤続手当(ただし、会計年度任用職員に支給するものに限る。)、旅費、交通費、消耗品費、図書購入費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び借料、会議費、保険料、雑務費、再委託費
※人件費にも適用できます(例: 住居一入調査や印刷資料作成の一部を再委託)
※業務の一部を、第三者に再委託することがあります(例: 住居一入調査や印刷資料作成の一部を再委託)

今後の手続きとスケジュール



※各自治体における事務手続きのスケジュール等を考慮し、あらかじめ②③④の公募期間を設定し、それぞれ事業をすすめる

2024.06.12. 文部科学省 不登校・いじめを取り巻く状況について

児童生徒の携行品に係る配慮について

算数・数学科、理科におけるデジタル教科書、デジタルコンテンツの活用について



学習者用デジタル教科書の事例集・動画等について

- デジタル教科書の活用にあたっては、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実につなげることが重要であることから、中央教育審議会においても、都道府県教育委員会、市区町村教育委員会等の垣根を越えて、学校・教師へのモデルづくりや研修を含めた伴走支援が必要であると指摘されています。
- このような状況を踏まえ、文部科学省では、デジタル教科書の効果的な活用に関するガイドブック（事例集）や動画等を作成し、文部科学省HPにて公表しています。（下記QR参照）
学校現場の教職員の方や、教育委員会などの管理機関において学校教育を担当する職員の方におかれましては、研修を行う際などに、是非ご活用ください。

活用のガイドブック（事例集）

詳細はこちら

保護者・教員向け動画

詳細はこちら

教員向け研修資料

詳細はこちら

その他の事例集・研修動画等はこちら▶▶▶http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/seido/1407731.htm

学習者用デジタル教科書について

デジタル教科書の制度等

- 学習者用デジタル教科書は、平成30年の学校教育法等の一部改正等により、小学校、中学校、高校等において、紙の教科書の内容を電磁的に記録したデジタル教科書がある場合は、教育課程の一部において紙の教科書に代えてデジタル教科書を使用することが可能。
- デジタル教科書の今後の在り方に関する検討会議の議論を踏まえ、令和3年4月より、学習者用デジタル教科書の使用を各教科等の授業時数の2分の1未満とする制限を撤廃。

学習者用デジタル教科書の推進

- 令和3年度から令和5年度は「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」、令和6年度からは「学習者用デジタル教科書購入費」として、小学校5年生から中学校3年生を対象にデジタル教科書を提供し、学校現場における活用を推進。



導入の方向性

- 中央教育審議会 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会 報告（令和5年2月）
- 通信面や指導面での課題を踏まえ、デジタル教科書の円滑かつ効果的な活用の観点から、**教科・学年を絞って令和6年度から段階的に導入。**
 - 令和6年度の教科・学年については、令和4年度の実証事業の実績等を踏まえ、**まずは小学校5年生から中学校3年生を対象に「英語」**で導入。
 - その他の教科については「算数・数学」**など、現場のニーズを踏まえて導入（令和4年度の実証事業において、英語の次に現場のニーズが高いのは算数・数学）。
- ※紙の教科書とデジタル教科書の在り方については、デジタル教科書への慣れや児童生徒の学習環境を豊かにする観点から、児童生徒の特性や学習内容に応じてハイブリッドに活用

デジタル教科書の国からの提供状況

- 小学校5年生から中学校3年生を対象に、令和3～5年度は実証事業において、令和6年度からは購入費として、デジタル教科書を国から提供。

学年	教科	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
〈原則〉 小5～中3	英語	任意の1教科で 約40% うち 英語：約7% 算数/数学：約12%	100%		
	算数/数学		任意の1教科で 約70% うち 算数/数学：約20%	約50%	約55%
	その他		-	-	-

教師の授業でのデジタル教科書の使用頻度



デジタル教科書が提供されている学校でも、「4回に1回程度」以上の使用は40%程度

デジタル教科書の効果的な活用のあり方

個別最適な学びと協動的な学びの一体的な充実を可能とするデジタル教科書の効果的な活用のあり方

個別最適な学び

デジタル教科書の効果的な活用のポイント

- 繰り返し書き直しができるデジタル教科書の特性を活かして、児童生徒が試行錯誤して考えを形成する活動を充実させる。
- 児童生徒の手元で拡大したり、繰り返し音声を読み取りできるデジタル教科書と、一冊の教科書の両方を活用して、児童生徒個々のペースで学習できる環境を作る。

協動的な学び

デジタル教科書の効果的な活用のポイント

- デジタルでの共有のしやすさを活かして、お互いに考えを照らし合ったり、お互いに考えを深め合ったりする活動を充実させる。
- 個人の考えを大型提示装置で全体に共有することで、ペア学習等で深めた思考を表現する言語活動を充実させる。

個別最適な学びの充実に資するデジタル教科書の機能

拡大	各々の興味・関心に応じて、教科書の本文や図表を拡大して表示することで確認できる。
書き込み・保存	自分の考えや他者の考えを、教科書にペーパーで簡単に書き込み、保存して、振り返りに活用することができる。
音声読み上げ	音声を確認しながら自分のペースで教科書に記載された文章をもとに学習できる。
その他	教科書の背景色・文字色を反転したり、漢字にルビを振ることで読みやすくなる。

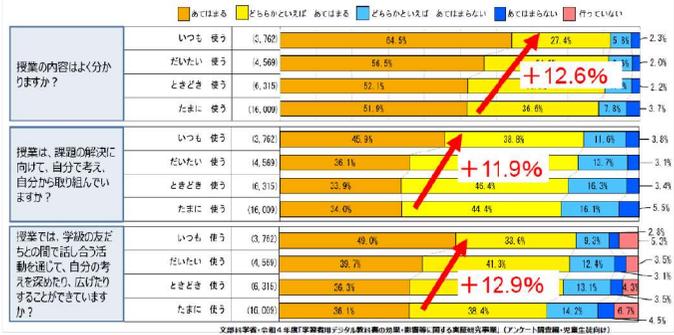
他のICT機器等を一体的に使用することにより可能となる共有方法

学習支援ソフト等による共有	学習支援ソフト等を活用すると、学校全員の児童生徒の書き込みを同時に共有することができる。
大型提示装置による表示	大型提示装置を活用すると、児童生徒の手元の画面を大きく表示して学校全体に共有することができる。

※令和4年度学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業報告書より

デジタル教科書の効果

[Q7～9] (アンケート対象教科名) の授業について、あてはまるもの一つずつ選んでください。



デジタル教科書を「いつも使う」と回答している児童生徒は、「主体的・対話的で深い学び」に関する質問に対して、肯定的な回答をしている割合が高い。

教科書QRコンテンツ

教科書QRコンテンツ

ICTを活用した新しい「学び」

子どもたちの「OOLたい!」EがなえるICT

○教科書QRコンテンツ (小学校理科) 西林館
理科教科書QRコンテンツ | 令和6年度用 小学校教科書の企画 | 西林館 (chinko-keirin.co.jp)

○ICTを活用した新しい「学び」 東京書籍
ICTを活用した新しい「学び」 | Tokyo-shokosha.co.jp

特設ウェブサイト「StuDX Style」について

千カ スタディーエックス
GIGA StuDX メールマガジン 登録・ご周知を！

文部科学省では、GIGAスクール構想の下での学習指導における1人1台端末の活用について、**情報を求める全ての人々に広くタイムリーに情報提供を図るための「GIGA StuDXメールマガジン」を配信**しています。

学校はもとより**教職員1人1人の皆様からのご登録も可能**です。既に相当数の教職員の皆様からご登録いただいています。

登録方法 \ 1分で登録! /



配信内容

- 配信予定内容
- StuDX Styleの最新情報、
- 活用事例や対応事例
- 子供の声 等

27
<https://www.mext.go.jp/studxstyle/>

OECD生徒の学習到達度調査 (PISA) について



文部科学省・国立教育政策研究所
令和5年12月5日

OECD生徒の学習到達度調査
PISA2022のポイント

目次

1. PISA2022の結果 (概要) 2
 2. PISA2022の結果 (詳細) 4
 - (1) 数学的リテラシー (PISA2022の中心分野) .. 4
 - (2) 読解力 8
 - (3) 科学的リテラシー 9
 - (4) 社会経済文化的背景と平均得点 10
 - (5) 新型コロナウイルス感染症の影響
~2018-2022年における「レジリエントな」国・地域~ 13
 - (6) ICT活用状況 16
 3. PISA調査結果を踏まえた文部科学省の主な取組一覧 19
- 参考資料 20

読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシー

3年ごとに1つの分野を重点的に調査
(今回は数学的リテラシー)

81国・地域、69万人、日本6000人

高校1年生 6月~8月

OECD加盟国 (37か国) における比較

は日本の平均得点と統計的な有意差がない国

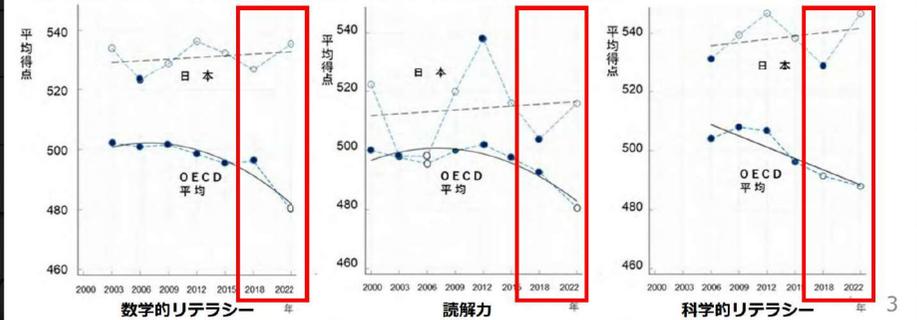
	数学的リテラシー	平均得点	読解力	平均得点	科学的リテラシー	平均得点
1	日本	536	アイルランド*	516	日本	547
2	韓国	527	日本	516	韓国	528
3	エストニア	510	韓国	515	エストニア	526
4	スイス	508	エストニア	511	カナダ*	515
5	カナダ*	497	カナダ*	507	フィンランド	511
6	オランダ*	493	アメリカ*	504	オーストラリア*	507
7	アイルランド*	492	ニュージーランド*	501	ニュージーランド*	504
8	ベルギー	489	オーストラリア*	498	アイルランド*	504
9	デンマーク*	489	イギリス*	494	スイス	503
10	イギリス*	489	フィンランド	490	スロベニア	500
	OECD平均	472	OECD平均	476	OECD平均	485
	信頼区間※ (日本) : 530-541		信頼区間 (日本) : 510-522		信頼区間 (日本) : 541-552	

全参加国・地域（81か国・地域）における比較

は日本の平均得点と統計的な有意差がない国

	数学的リテラシー	平均得点	読解力	平均得点	科学的リテラシー	平均得点
1	シンガポール	575	シンガポール	543	シンガポール	561
2	マカオ	552	アイルランド*	516	日本	547
3	台湾	547	日本	516	マカオ	543
4	香港*	540	韓国	515	台湾	537
5	日本	536	台湾	515	韓国	528
6	韓国	527	エストニア	511	エストニア	526
7	エストニア	510	マカオ	510	香港*	520
8	スイス	508	カナダ*	507	カナダ*	515
9	カナダ*	497	アメリカ*	504	フィンランド	511
10	オランダ*	493	ニュージーランド*	501	オーストラリア*	507
	信頼区間※（日本）：530-541		信頼区間（日本）：510-522		信頼区間（日本）：541-552	

(注) 白丸はPISA2022年の平均得点を統計的に有意に上回ったり下回ったりしない平均得点を示す。



日本とOECDの平均得点の推移（調査開始～2022年）

徳島県の取組



これまでの、

国語力向上タスクフォースの提案の各教科等の授業への活用の推進と状況の把握

すべての教科等にわたる国語力を生かした授業改善のポイント
(国語力向上タスクフォースの取組から)

すべての教科等における国語力を生かした授業改善の方向性

すべての教科等における国語力を生かした授業改善の方向性

国語力向上タスクフォースの取組から

国語力向上タスクフォースの取組から

国語力向上タスクフォースの取組から

すべての教科等にわたる国語力を生かした授業改善の方向性

子どもたちが、言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、正確に理解し適切に表現する資質・能力を身に付けることにより、すべての学習の基盤となる国語力を高め、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図る。

新たな取組へ

令和6年度からは、

すべての教科等にわたる「徳島版読解力」を活かした学力向上のポイント

に取り組みます。

学校訪問や各研修会等で周知してまいります。

読解力とは？

すべての教科等にわたる「徳島版読解力」を生かした学力向上のポイント

「徳島版読解力」の育成をめざして

多様な現代の社会を生き抜く児童生徒には、様々な形式で伝えられる情報を読み取る力や、自分の考えを形成するために必要な情報を取捨選択し、選り取った情報を解釈したり活用したりする力が重要であると考えられる。このよき考えから社会を生きるために必要となる力を徳島版読解力と定義し、すべての教科等においてその育成を図る。

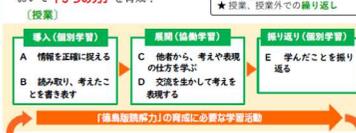
「徳島版読解力」を構成する「5つの力」

- 1 正確に読む力**
多様なメディアが発信する文章などから、読み違い、読み飛ばし、思い込み等せずに情報を読み取る力
- 2 必要な情報を取り出す力**
読み取った情報から、目的や意図に応じて、必要な情報を選び出す力
- 3 比較・関連付けて理解する力**
取り出した情報を比較したり、相互の関係性を見出したりしながら、共感的、批判的な視点で情報の価値を捉える力
- 4 見直す力**
取り出した情報が、問題を解決するために適切かどうかを点検する力
- 5 発信する力**
取り出した情報を基に、目的や意図に応じて自分の考えを明確にし、表現方法を選んで発信したり交流したりする力



「徳島版読解力」を育成する学習のイメージ

各学習段階、学習場面〔A～E〕において「5つの力」を育成！



徳島県教育委員会

「徳島版読解力」を構成する「5つの力」

1 正確に読む力

多様なメディアが発信する文章などから、読み違い、読み飛ばし、思い込み等をせずに情報を読み取る力

2 必要な情報を取り出す力

読み取った情報から、目的や意図に応じて、必要な情報を選び出す力

3 比較・関連付けて理解する力

取り出した情報を比較したり、相互の関係性を見出したりしながら、共感的、批判的な視点で情報の価値を捉える力

4 見直す力

取り出した情報が、問題を解決するために適切かどうかを点検する力

5 発信する力

取り出した情報を基に、目的や意図に応じて自分の考えを明確にし、表現方法を選んで発信したり交流したりする力



「徳島版読解力」を育成する学習のイメージ

各学習段階、学習場面〔A～E〕において「5つの力」を育成！

〔授業〕

- ★ 全ての教科等での取組
- ★ 学習方法・ツールの工夫
- ★ 授業、授業外での繰り返し



「徳島版読解力」育成に必要な学習活動例

学習段階	学習活動	読解力	学習方法・学習ツール	ICTの活用
読 入 （ 個 別 学 習 ）	A 情報を正確に捉える	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5	読書、手紙、写真、図表、...	...
	B 読み取り、考えたことを書き表す	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5
	C 他者から、考えや表現の仕方を学ぶ	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5
	D 交流を生かして考えを表現する	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5
	E 学んだことを振り返る	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5
展 開 （ 協 働 学 習 ）	C 他者から、考えや表現の仕方を学ぶ	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5
	D 交流を生かして考えを表現する	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5
	E 学んだことを振り返る	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5
	A 情報を正確に捉える	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5
	B 読み取り、考えたことを書き表す	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5
振 り 返 り （ 個 別 学 習 ）	E 学んだことを振り返る	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5
	A 情報を正確に捉える	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5
	B 読み取り、考えたことを書き表す	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5
	C 他者から、考えや表現の仕方を学ぶ	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5
	D 交流を生かして考えを表現する	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5

「徳島版読解力」育成に必要な学習活動等

「徳島版読解力」を構成する五つの力

- 1 正確に読む力（多様なメディアが発信する文章などから、読み違い、読み飛ばし、思い込み等をせずに情報を読み取る力）
- 2 必要な情報を取り出す力（読み取った情報から、目的や意図に応じて、必要な情報を選び出す力）
- 3 比較・関連付けて理解する力（取り出した情報を比較したり、相互の関係性を見いだしたりしながら、共感的、批判的な視点で情報の価値を捉える力）
- 4 見直す力（取り出した情報が、問題を解決するために適切かどうかを点検する力）
- 5 発信する力（取り出した情報を基に、目的や意図に応じて自分の考えを明確にし、表現方法を選んで発信したり交流したりする力）

学習場面	学習活動	読解力	学習方法・学習ツール例	ICTの利活用例		
授業 （個別学習）	A 情報を正確に捉える	○文章などを繰り返し読む。	1・4	【音読、黙読、視写、聴写】	【インターネット】	
		○意味の分からない語句や表現を取り出し、調べる。	1			
		○心に残る表現や大事なところを探す。	1	【商標や下線を引く】		
		○全体をいくつかの部分（問題、例、データ、まとめなど）に分けたり、事実と考えを区別したりする。	2	【丸や四角で囲む】		
		○語句と語句、情報相互の関係を見付けて、整理する。	3・4	【線でつなぐ】		
	B 読み取り、考えたことを書き表す	○言語情報と、図・表・グラフ・写真などの関係を読み取る。	1・2	【図、表、思考ツール】		
		○問題の解決につながりそうな部分を見付ける。	2	【辞典、事典】		
		○思いついたことを書き留める。	1・2	【メモ】		【メモ・付箋機能】 【画像や動画のキャプション】
		○箇条書きにしたり見出しを付けてたりして、書き留めたことを分かりやすく整理する。	3・5	【付箋】		
		○書き留めたことを見直し、付け足したり、削ったりして、推敲する。	4・5	【ノート、ワークシート】 【ホワイトボード】		
		【図、表、思考ツール】				

「徳島版読解力」育成に必要な学習活動等

「徳島版読解力」を構成する五つの力

- 1 正確に読む力（多様なメディアが発信する文章などから、読み違い、読み飛ばし、思い込み等をせずに情報を読み取る力）
- 2 必要な情報を取り出す力（読み取った情報から、目的や意図に応じて、必要な情報を選び出す力）
- 3 比較・関連付けて理解する力（取り出した情報を比較したり、相互の関係性を見いだしたりしながら、共感的、批判的な視点で情報の価値を捉える力）
- 4 見直す力（取り出した情報が、問題を解決するために適切かどうかを点検する力）
- 5 発信する力（取り出した情報を基に、目的や意図に応じて自分の考えを明確にし、表現方法を選んで発信したり交流したりする力）

学習場面	学習活動	読解力	学習方法・学習ツール例	ICTの利活用例		
授業 （協働学習）	C 他者から、考えや表現の仕方学ぶ	○情報を出し合ったり、根拠を明確にして考えを伝え合ったりする。	1	【相互評価、コメント】	【チャット】 【学習支援クラウドアプリ】	
		○他者の伝えたいことや考えがはっきりするように、質問や応答をする。	2	【話し合い、討論（ヘア・グループ・クラス）、スピーチ】		
		○他者の考えを聞き、自分の考えや表現の仕方との共通点、相違点を見付ける。	3	【ポスターセッション】		
		○他者と協力して問題を解決する。	4	【質問、応答】		
		○交流の中で心に残った他者の言葉や表現の仕方工夫を書き留める。	5	【図、表、思考ツール】		
	D 交流を生かして考えを表現する	○新しく知ったことや考えたことを付け加えたり、不要な情報を削ったりして、分かりやすい表現に直す。	1・2	【メモ】		【メモ・付箋機能】 【画像や動画のキャプション】
		○情報の軽重を判断し、色や印を使って可視化する。	1・2	【付箋】		
			4・5	【ノート、ワークシート】		
			4・5	【ホワイトボード】		
			2・3	【線でつなぐ】 【図・表・思考ツール】		

「徳島版読解力」育成に必要な学習活動等

「徳島版読解力」を構成する五つの力

- 1 正確に読む力（多様なメディアが発信する文章などから、読み違い、読み飛ばし、思い込み等をせずに情報を読み取る力）
- 2 必要な情報を取り出す力（読み取った情報から、目的や意図に応じて、必要な情報を選び出す力）
- 3 比較・関連付けて理解する力（取り出した情報を比較したり、相互の関係性を見いだしたりしながら、共感的、批判的な視点で情報の価値を捉える力）
- 4 見直す力（取り出した情報が、問題を解決するために適切かどうかを点検する力）
- 5 発信する力（取り出した情報を基に、目的や意図に応じて自分の考えを明確にし、表現方法を選んで発信したり交流したりする力）

学習場面	学習活動	読解力	学習方法・学習ツール例	ICTの利活用例	
授業 （個別別返学習）	E 学んだことを振り返る	○多様な考えや情報を比較したり、関連付けたりして、自分の考えを見直し、表現する。	3・4	【線でつなぐ】	【メモ・付箋機能】 【画像、動画】 【学習支援クラウドアプリ】
		○学習活動の達成感だけでなく、学んだことや考えたことも記録に残す。	5	【図・表・思考ツール】	
		○新たに学んだことや、次に向けての目標を書き留める。	2・4	【メモ】	
		○日々の振り返りを共有し、自分の学習に生かす。	2・4	【付箋】	
			3・5	【ノート、ワークシート】	
		4・5	【ホワイトボード】		

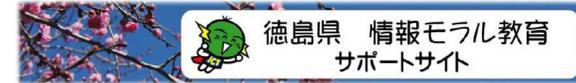
「徳島版読解力」育成に必要な学習活動等

「徳島版読解力」を構成する五つの力

- 1 正確に読む力（多様なメディアが発信する文章などから、読み違い、読み飛ばし、思い込み等をせずに情報を読み取る力）
- 2 必要な情報を取り出す力（読み取った情報から、目的や意図に応じて、必要な情報を選び出す力）
- 3 比較・関連付けて理解する力（取り出した情報を比較したり、相互の関係性を見いだしたりしながら、共感的、批判的な視点で情報の価値を捉える力）
- 4 見直す力（取り出した情報が、問題を解決するために適切かどうかを点検する力）
- 5 発信する力（取り出した情報を基に、目的や意図に応じて自分の考えを明確にし、表現方法を選んで発信したり交流したりする力）

学習場面	学習活動	読解力	学習方法・学習ツール例	ICTの利活用例	
授業 （校外）	身に付けた学習方法を、新たな問題解決に活用する	○興味・関心のあることや、予習・復習で発生した疑問に関係する情報を集める。	1・3	【書籍】 【家族や友達などの他者】	【インターネット】 【メモ・付箋機能】 【自主学習ノート】 【ドキュメント】
		○読書や会話を通して、生活の中で出会う様々な問題に関心をもち、言葉の量を増やす。	4	【書籍】	
		○集めた情報を読んだり、心に留まったことを記録したりすることに慣れる。	2・3	【会話】	
		○学習したツール等を使って、多様なメディアを観たり、読んだり、聞いたり、表現したりすることに慣れる。	2・5	【書籍】 【新聞】	

徳島県 情報モラル教育サポートサイト



- トップページ
- デジタルコンテンツ
- GIGAワークブックとくしま
- 情報モラル教育リンク集
- 事例コンテンツの活用
- 令和4年度 情報モラル教育推進事業
- 徳島県プログラミング教育サポートサイト

このサイトは、児童生徒の皆さんや保護者の方々が情報モラルについて自ら学習を進めることができるように開設しました。また、先生方が授業を行うときや、教員の校内研修を行う際に役立つ資料を素早く手に入れることもできます。ご活用ください。

「GIGAワークブックとくしま」作成のお知らせ

ヒギナー (小学校下学年)	スタンダード (小学校1学年)	アドバンスド (中学校・高等学校)
---------------	-----------------	-------------------

「GIGAワークブックとくしま」を完成しました

徳島県教育委員会と一般財団法人ICLから、ソフィア株式会社、ヤフー株式会社 (Yahoo!きっず) が連携し、GIGAスクール環境の学習を支援するための情報モラル教育用の教材「GIGAワークブックとくしま」を作成しました。

本教材では、「情報モラル」と「情報活用」に焦点を当て、ネットの特性や適切なコミュニケーション方法、情報のリンクなど、情報モラルについて学ぶ内容になっています。加えて、上から順にICTを活用し、情報社会に参画して社会に貢献するための情報活用についても学ぶ内容が盛り込まれています。

左のメニュー「GIGAワークブックとくしま」からページが開きます。積極的にご活用ください。

- GIGAワークブックとくしま 「ヒギナー」 (小学校下学年)
- GIGAワークブックとくしま 「スタンダード」 (小学校1学年)
- GIGAワークブックとくしま 「アドバンスド」 (中学校・高等学校)

GIGAワークブックとくしま (中学校・高等学校)

アドバンスド (主に中学生・高校生向け) 資料のタイトル別掲載

見たいタイトルをクリックすると詳細ページが開きます。

- はじめに.pdf
- 情報モラルを学ぶ(60分授業).pdf
- 社会の変化と情報モラル.pdf
- 新たな顔と心と体.pdf
- こんなつもりじゃなかったの.pdf
- 生活を豊かにしよう.pdf
- SNS時代のSNSの使い方①.pdf
- SNS時代のSNSの使い方②.pdf
- SNS時代のSNSの使い方③.pdf
- 「情報」と「偽装」.pdf
- 「偽装」の「偽装」.pdf
- 「偽装」の「偽装」.pdf
- 経済的被害を身に付けよう.pdf
- SNSによる情報発信のリスク.pdf
- 新しい情報発信の仕方①(19分授業).pdf
- 情報活用能力を身に付けよう(19分授業).pdf
- 使う前ir.pdf
- Webブラウザ/クラウドを活用しよう.pdf
- AIと検索の活用.pdf
- リスクマネジメントを身に付けよう.pdf
- クラスメイトマネジメントを身に付けよう.pdf
- まとめ・情報活用-19分授業.pdf
- 写真を撮る.pdf
- 目的に合わせて上手に写真を撮ろう.pdf
- ショット画面の撮影方法を試してみよう.pdf
- どこまで写真を公開してもよいのかな.pdf
- リスクの低いプロフィールをつくらう.pdf
- まとめ・画像認識と社会問題.pdf
- 調べると.pdf
- 先行事例や先行研究を調べよう.pdf
- 調べると「よい悪い」を考えよう.pdf
- 情報の信頼性の確かめ方.pdf
- どこまでが本当なのかな? pdf
- まとめ・自動情報提供と社会問題.pdf
- まとめ.pdf
- アンケートの質問項目をつくらう.pdf
- 問題を深く分析してみよう.pdf
- ルール「スリ」を考えよう.pdf
- 活用から学び.pdf
- まとめ・学習と社会問題.pdf

社会の変化と情報モラル

Society5.0で私たちの暮らしはどう変わるのでしょうか。

AI (Artificial Intelligence, 人工知能) やIoT (Internet of Things, モノのインターネット)、ロボット技術の発達によって、様々なデータを共有し、最適な情報を最適なタイミングで提供することができたり、人間に代わってロボットが様々な作業を行ってくれたりすることが期待されています。

AI家電	自動運転	介護ロボット 遠隔医療	スマート農業	ドローン物流
------	------	----------------	--------	--------

考えてみよう

10年後、社会はどのように変化していると思いますか? 便利になっているかと思うことを話し合ってみよう。

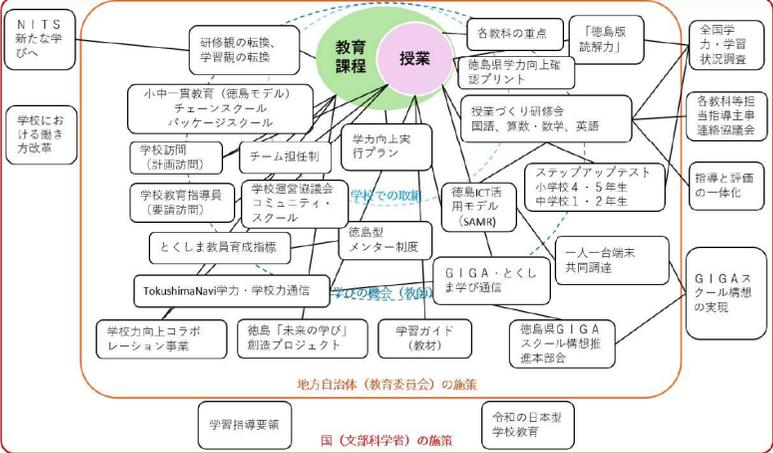
2

学びはどう変わるの?

社会の変化と情報モラル

別紙様式4 【徳島県教育委員会・二宮正太】

教育課程の編成・実施や授業づくりにおいて、教師に影響を与える要素と要素間のつながり、学習指導要領との関連を構造的に可視化する



学習指導要領総則の趣旨実現に向けた教育委員会としての重点的な課題

重点的な課題に対するさらなる改善策